

文部科学省国立研究開発法人審議会について

令和8年5月

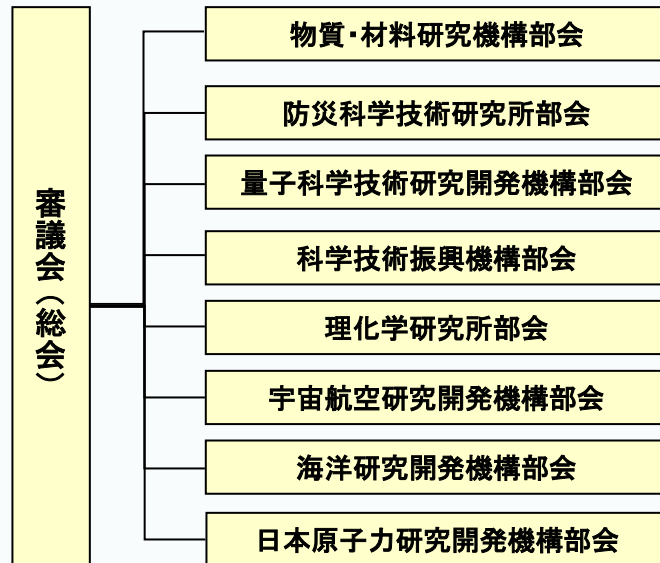
文部科学省科学技術・学術政策局

科学技術・学術戦略官(制度改革・調査担当)付

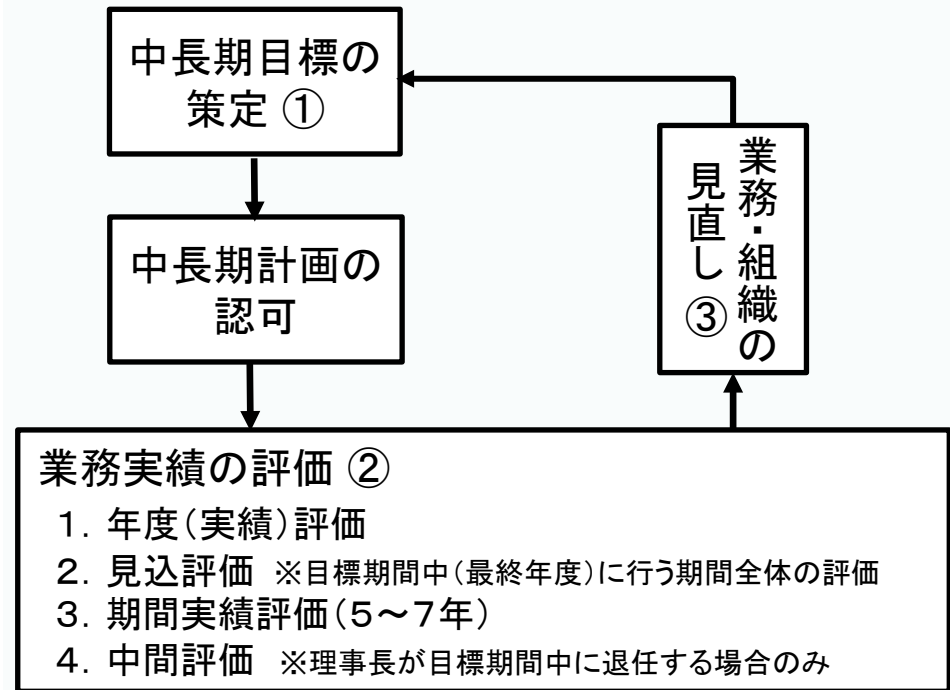
文部科学省国立研究開発法人審議会(研発審)

- 改正独法通則法(平成27年4月施行)等に基づき文部科学省所管の国立研究開発法人に係る事項を審議するため、同省に文部科学省国立研究開発法人審議会(研発審)を設置。
- 研発審の下に、文部科学省が主管する8国立研究開発法人に係る事項を審議する部会をそれぞれ設置。
- 研発審では、各国立研究開発法人における①中長期目標の策定等、②業務実績の評価、③業務・組織の見直しに関し、科学的知見等に即して主務大臣に助言。
- 外国人委員を含め、国際水準も踏まえた審議体制を構築。

文部科学省国立研究開発法人審議会の構成



目標・評価のサイクル



※(国研)日本医療研究開発機構における業務の実績評価等は、内閣府の審議会にて実施。

文部科学省所管研究法人の中長期目標期間

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国立研究開発法人名																		
物質・材料研究機構			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
防災科学技術研究所			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
量子科学技術研究開発機構 ※原子力規制委員会と共管			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
科学技術振興機構			見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
理化学研究所	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
宇宙航空研究開発機構 ※内閣府、総務省、経済産業省と共管	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
海洋研究開発機構	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価
日本原子力研究開発機構 ※経済産業省、原子力規制委員会と共管	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価	見込評価

研究審
第6期

H27/4/1~
国立研究開発法人制度開始

総務省独法評価指針(平成31年改定)
に基づく新評価基準の適用開始

見込評価
中長期目標・中長期計画見直し

期間実績評価

中間評価

※上記のほか、各法人とも年度(実績)評価を毎年度実施。

※平成31年3月12日改定の総務省独法評価指針(独立行政法人の評価に関する指針)において、困難度等の評価基準(S・A・B・C・Dへの当てはめ)が見直された。左記の評価基準は、令和2年度から新中長期目標期間が始まる法人の令和3年度に実施する評価(令和2年度実績に対する年度評価)から順次適用。

※(国研)日本医療研究開発機構における業務の実績評価等は、内閣府の審議会にて実施。

第6期研究審の主な審議事項(予定)

○NIMS (物質・材料研究機構)

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

○NIED (防災科学技術研究所)

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

○QST (量子科学技術研究開発機構)

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

○JST (科学技術振興機構)

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

第5期見込評価(令和4～8年度)

業務・組織の見直し

第6期中長期目標

○理研 (理化学研究所)

令和7年度：令和6年度実績評価

第4期期間実績評価(平成30～令和6年度)

令和8年度：令和7年度実績評価

○JAXA (宇宙航空研究開発機構)

令和7年度：令和6年度実績評価

第4期期間実績評価(平成30～令和6年度)

令和8年度：令和7年度実績評価

○JAMSTEC (海洋研究開発機構)

令和7年度：令和6年度実績評価

第4期見込評価(令和元～7年度)

業務・組織の見直し

第5期中長期目標

令和8年度：令和7年度実績評価

第4期期間実績評価

○JAEA (日本原子力研究開発機構)

令和7年度：令和6年度実績評価

令和8年度：令和7年度実績評価

中間評価

第6期：令和7年4月10日～同9年4月9日の2年間

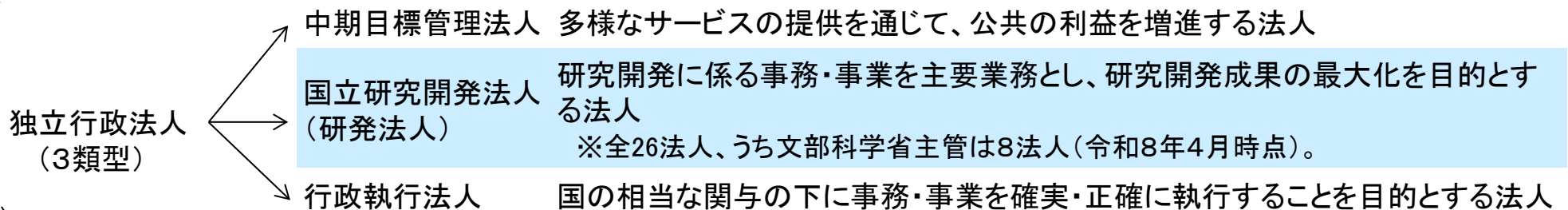
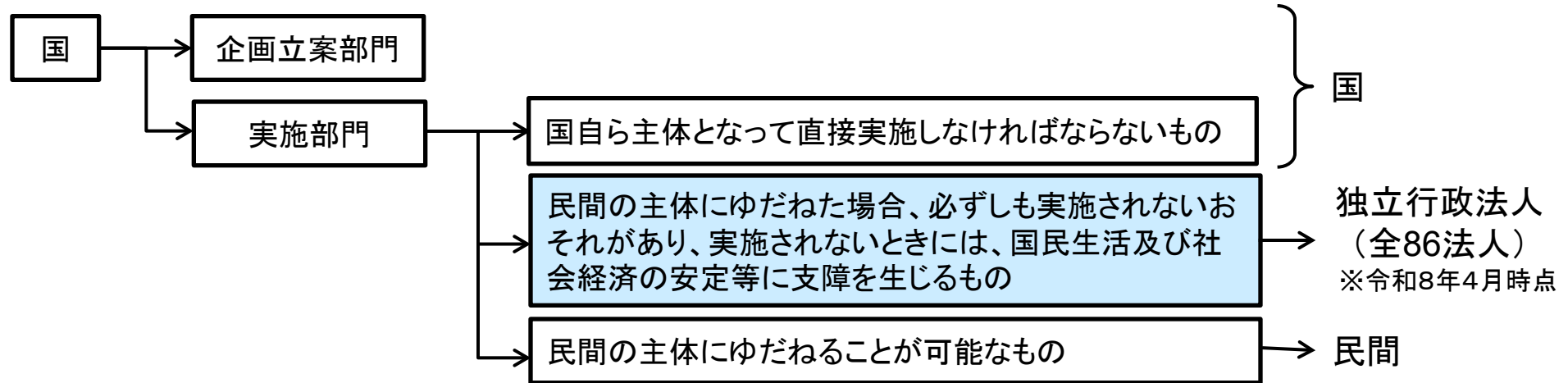
令和8年度のスケジュール(イメージ)

	文部科学大臣※1	審議会 (研究審)	部 会	
			1部会 令和8年度で中長期目標期間が終了する 研究法人(JST)	7部会 左記以外の研究法人(NIMS、NIED、 QST、理研、JAXA、JAMSTEC、JAEA)
令和8年 4月		審議会① 評価の進め方		
6月末	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・NIMS、NIED、QST、理研、JAXA：年度評価 ・JAMSTEC：年度評価、期間実績評価 ・JAEA：年度評価、中間評価 ・JST：年度評価、見込評価、業務・組織の見直し </div>		研究法人からの業務実績報告書(自己評価書)の提出	
7月			部会①～② 業務の実績評価、 業務・組織の見直し	各部会①～② 業務の実績評価
8月		審議会②～③ 業務の実績評価、 業務・組織の見直し		
8月末	業務の実績評価の決定、 業務・組織の見直しの決定			
11～12月	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px;">総務省独立行政法人評価制度委員会(独評委)等※2による点検</div>	審議会④ 次期中長期目標案	部会③～④ 次期中長期目標案	
令和9年 1月下旬	次期中長期目標案の取りまとめ			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> 中長期目標の変更案 (必要に応じて) </div>
	<div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px;">総務省独評委等※2による点検、 財務省協議等</div>			
2月末	次期中長期目標の決定 ⇒大臣から研究法人に指示			
3月末	次期中長期計画の認可 (研究法人が策定)			

※1 他府省と共管する研究法人については、当該他府省と調整して業務の実績評価の決定等を進める。
 ※2 特定研究法人に係る見込評価、業務・組織の見直し及び次期中長期目標案は、CSTIでも点検。

国立研究開発法人について

- ・独立行政法人(独法)制度は、行政活動の実施部門に法人格を与え、一定の自律的な運営を行わせることにより、業務の質の向上や、活性化、透明性の向上を図ることを目的。
- ・独法は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると必ずしも実施されないおそれがあるもの等を効果的・効率的に行わせるために設立される法人。
- ・研究開発を主たる業務とする独法は、研究開発の長期性・不確実性・予見不可能性・専門性等の特性を踏まえた制度の必要性が認識され、改正独法通則法(平成27年4月施行)に基づき、新たに国立研究開発法人(研発法人)として位置付けられた。
- ・研発法人は、中長期目標期間、評価基準など、他類型の独法とは異なる法的枠組みが設けられている。



特定国立研究開発法人について

独法通則法※1のルール
(目的、目標、評価、業務運営、
財務会計、人事管理等に関するもの)
総務大臣

特定研究開発法人法※2の定めるルール
(目標、評価、業務運営等に関するもの)

内閣総理大臣 + 総務大臣

行政執行法人
中期目標管理法

独立行政法人

国立研究開発法人(研究法人)
26法人(令和7年4月時点)

我が国のイノベーションシステムを改革することで、世界トップレベルでチャレンジな研究開発を推進

特定国立研究開発法人(特定研究開発法人)
3法人(物質・材料研究機構、理化学研究所、
産業技術総合研究所)

《特定研究開発法人法の主な内容》

- ✓ 国家戦略と連動した研究開発促進のための基本方針の策定
- ✓ 卓越した研究者を確保するための給与等の支給基準の設定
- ✓ 情勢変化への対応を迅速に行うための主務大臣による措置要求等

特定研究開発法人の基本方針(平成28年6月28日閣議決定、平成29年3月10日一部変更)

○特定研究開発法人法に基づき、特定研究開発法人による研究開発等を促進するための基本方針として以下の4項目を設定。

①研究開発等の促進の意義及び基本的な方向

- ・国家戦略に基づく世界最高水準の研究開発成果の創出
- ・イノベーションを牽引する中核機関として産学官の連携強化

③研究開発等の促進を図るための体制整備

- ・国際的に卓越した能力を有する人材の確保・育成
- ・大学、産業界、海外の研究機関との連携協力の枠組み構築

②研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置

- ・基盤的経費の確実な措置
- ・外部資金の積極的な導入の促進
- ・研究開発等の特性への配慮(新たな随意契約方式の導入等)

④その他研究開発等の促進に関し必要な事項

- ・国家戦略の実現に向けたCSTI※3の司令塔機能の発揮

総務省独評委のスケジュール(見直し対象法人)

第 52 回独立行政法人評価制度委員会・第 70 回評価部会・第 21 回会計基準等部会合同会議(令和7年4月15日)
資料を基に作成。参考資料7-3、7-4及び7-5参照。

中(長)期目標期間の最終年度に当たる独法(見直し対象法人)に対する総務省独立行政法人評価制度委員会(独評委)のスケジュールは、概ね以下のとおり。

■ ~ 8 月 : 主務省・法人役員等との意見交換

- ・ 独評委の下部にある評価部会において、「基本的考え方※1」「業務・内部管理運営方針※2」を踏まえ、法人の使命等に係る認識や業務運営の状況について、主務省・法人と問題意識を共有
- ・ 必要に応じ、法人を取り巻く環境の適切な把握のため、法人関係者との意見交換を実施

■ 9 月~12 月 : 「見込評価」「業務・組織の見直し」に係る審議

- ・ 評価部会を中心に、「基本的考え方」に示した視点の下、各法人の「見込評価」「業務・組織の見直し」の内容を点検し、積極的かつ幅広く意見を述べるとともに、各法人の次期「中(長)期目標」の策定に当たっての「留意事項」を検討し、独評委において取りまとめ
- ・ 並行して、評価部会を中心に、「基本的考え方」に示した視点の下、年度評価等について点検

■ 12 月~ 2 月 : 次期「中(長)期目標」に係る審議

- ・ 各法人の次期「中(長)期目標」案について、当該法人への「留意事項」や、「業務・内部管理運営方針」に示した方向性に照らして点検を行い、必要に応じて意見を述べる
- ・ 併せて、業務・内部管理の共通的な方向性に係る新たな視点の次期「中(長)期目標」案への反映状況等を踏まえ、「業務・内部管理運営方針」の改定を検討

※1 独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方(令和4年4月8日独評委決定)

※2 独立行政法人の業務管理及び内部管理について(令和4年4月8日独評委決定、令和6年11月21日一部改定)

審議の進め方のイメージ（業務の実績評価）

※業務の実績評価： 年度評価、見込評価、期間実績評価及び中間評価

1. 資料の事前送付

- 部会委員に、関係研究法人が作成した自己評価書、補足説明資料等を送付



2. 部会

- (1) 関係研究法人から、自己評価書等に基づいてヒアリング
 - (2) 研究法人の自己評価書等をベースに、文部科学省による実績評価(案)を審議
 - (3) 実績評価(案)について、部会としての意見を取りまとめ
- ※ 各法人に共通すると考えられる課題(制度運用等)もあれば検討



3. 審議会

- (1) 各部会から、文部科学省による実績評価(案)に対する部会の意見を報告
- (2) 実績評価(案)を審議
- (3) 各研究法人の実績評価(案)について、審議会としての意見を決定



4. 文部科学大臣による決定

- 審議会の意見を踏まえて、各研究法人に対する実績評価を決定

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・各部会において決める。

審議の進め方のイメージ（業務・組織の見直し/中長期目標策定）

※令和7年度はJAMSTEC、令和8年度はJSTが審議対象。

1. 文部科学省による中長期目標の原案作成

- 以下の事項の原案について、文部科学省が研究法人と十分な意思疎通を図って作成
 - ・ 業務・組織の見直し
 - ・ 中長期目標

2. 部会

- 上記原案について、担当部会にて審議を行い、部会としての意見を取りまとめ

3. 審議会

- (1) 各部会から、上記原案に対する部会の意見を報告
- (2) 原案について審議を行い、審議会としての意見を決定

4. 文部科学大臣による決定等

- 審議会の意見を踏まえて、各研究法人に対する業務・組織の見直し内容や、中長期目標を決定

※ 具体的な審議の進め方は、審議会・各部会において決める。
（中長期目標の変更も同様。）

研究法人の中長期目標策定・業務実績評価の考え方①

1. 中長期目標の策定

- 「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するものとする。
- 「研究開発成果の最大化」とは、各研究法人の使命・業務等に応じた我が国全体の研究開発成果の最大化と解するものとする。
- できる限りアウトカムと関連させた目標とする。
- 目標項目の設定
 - 独法通則法第35条の4(中長期目標)第2項に定める下記項目(大項目)に沿って、それぞれ中小項目を示す。中小項目について、大項目①では適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとめり毎に設定し、大項目②～④では必要に応じて大項目①に準じつつ、研究法人の特性、事項の内容に応じて設定。
 - ① 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
 - ② 業務運営の効率化に関する事項
 - ③ 財務内容の改善に関する事項
 - ④ その他業務運営に関する重要事項
- 関連指標の設定
 - ① 評価指標(評価・評定の基準として取り扱う指標)
 - ② モニタリング指標(正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標)
- 項目の重み付け(重要度・困難度)

（独立行政法人の目標の策定に関する指針(独法目標策定指針。平成26年9月2日総務大臣決定、令和6年11月26日最終改定。)参考資料7-1参照。）

研究法人の中長期目標策定・業務実績評価の考え方②

2. 業務実績の評価

- 文部科学省所管の研究法人に対する業務実績評価は、総務省「独立行政法人の評価に関する指針(独法評価指針)」を踏まえ「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定、令和4年3月25日最終改定)に基づき実施。
- 業務実績の評価は、中長期目標で設定した項目を評価単位として評価する「項目別評定」と、「項目別評定」を基礎として法人全体を評価する「総合評定」により行う。
- 「項目別評定」では各項目の業務実績に対し、「総合評定」では法人の業務全体に係る業務実績に対し、それぞれ5つ(標語:S・A・B・C・D)の評定区分に当てはめて評定を実施。Bが標準。その際、評定に至った根拠・理由等を分かりやすく記述するとともに、必要に応じ改善に資する助言等も付言。
- 「研究開発に係る事務・事業の項目評定」及び「総合評定」における業務実績と評定区分との関係は、13Pに記載。「研究開発以外の事務・事業の項目評定」は、中期目標管理法人の規定を準用。
- 「重要度」「困難度」などによる目標項目の重み付けにより、メリハリを付けた簡素・効率的な評価を工夫。「困難度」の視点を踏まえた評定の考え方は14～15Pに記載。
- 予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して国立研究開発法人が自主的な努力を行っていた場合等には、評定において考慮。
 - ⇒第28回総務省独評委(令和2年12月4日)における評価部会長の発言要旨(同部会は独評委の下に設置)
(独法評価指針に上記内容が示されている旨を踏まえ、)主務大臣が、感染症によって予定していた業務が実施できなかったと認める場合には、評定において考慮いただくとともに、感染症が業務運営に与えた影響等の分析結果を評価書に具体的に記載いただきたい。

研究法人の中長期目標策定・業務実績評価の考え方③

○「研究開発に係る事務・事業の項目評定」及び「総合評定」における業務実績と評定区分(標語:S・A・B・C・D)との関係

研究法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、

S	<p>適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「成果・取組の科学的意義(独創性・革新性・先導性・発展性等)」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など 「社会的価値(安全・安心な社会等)の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献」など 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献」、「我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施」など
A	<p>適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> S評定には至らないが、成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献)
B (標準)	<p>「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。</p>
C	<p>「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。</p>
D	<p>「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。</p>

独立行政法人の評価に関する指針(独法評価指針。平成26年9月2日総務大臣決定、令和6年11月26日最終改定。)
 文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準(平成27年6月30日文部科学大臣決定、令和4年3月25日最終改定。)
 参考資料7-2及び8参照。

研究法人の中長期目標策定・業務実績評価の考え方④

○「困難度」の視点を踏まえた評定の考え方

独法評価については、平成31年3月12日に独法目標策定指針(平成26年9月2日総務大臣決定)及び独法評価指針(平成26年9月2日総務大臣決定)を改定し、目標及び評価に関する基準として新たに「困難度」の視点を導入。

1. 平成31年改定指針の内容(困難度関係)

(1) 独法目標策定指針 ～困難度の設定～

目標の「重要度」「困難度」について、法人の使命や法人の現状・直面する課題の分析、法人を取り巻く環境変化の分析に基づき設定。「優先度」は「重要度」に一本化する等の観点から廃止。「難易度」は困難さの程度を表すものとして「困難度」と名称を改める。

(2) 独法評価指針 ～評定基準(評語S・A・B・C・Dへの当てはめの考え方)の見直し～

(1)の指針改定により、困難度(従来の「難易度」)が法人の現状等の分析に基づき、より合理的に付されることとなることに伴い、より難度の高い目標の設定・達成を推進する観点から、独法評価指針における評定基準として新たに「困難度」の視点を導入し、「困難度」の高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評定「A」以上の評定となるようにした。

また、平成31年改定前の独法評価指針では、目標で「難易度」が高いとされていた項目に限り、評定の一段階引き上げを考慮するとされていた。評価の時点で目標水準の達成の難易度が判明する場合もあることから、改定後の独法評価指針では、評価の時点で達成が困難なものであったことが判明した項目についても、評定の一段階引き上げを考慮することとする一方、目標で「困難度」が高いとされた項目であっても、評価の時点で達成が困難なものではなかったことが判明した場合には、評定の一段階引き上げを認めず、「困難度」が高くない場合と同等の評定とするよう調整。

〔「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について(ポイント)
(平成31年3月12日総務省行政管理局)を基に作成。参考資料7-1及び7-6参照。〕

研究法人の中長期目標策定・業務実績評価の考え方⑤

2. 平成31年改定指針の適用時期

(1) 独法目標策定指針

基本的には、独法目標策定指針の改定後、直近の新目標策定時から適用。

→中期目標管理法人・研究法人は、平成31年度以降に新目標の策定作業が行われる法人(令和2年度から新目標期間が始まる法人)から順次適用。

(2) 独法評価指針

① 評価基準に係る事項の改定内容(標語S・A・B・C・Dへの当てはめの考え方)の適用時期

中期目標管理法人・研究法人は、独法目標策定指針の改定後、直近の新目標期間の開始時から適用。

→令和2年度から新目標期間が始まる法人の令和3年度実施の年度評価(令和2年度実績に対する年度評価)から順次適用。

<理由>

- ・改定後の独法目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で令和2年度から目標期間が始まる目標であるところ、改定前の独法目標策定指針による目標下で、改定後の独法評価指針に基づく評価をすると評価が緩むおそれがあるため。
- ・同一の目標期間中に、異なる基準による評価が混在することによる支障・不都合を避けるため。

② 評価基準以外の事項に係る改定内容の適用時期

基本的には、独法評価指針の改定と同時に適用。

→実務的には、平成31年度実施の評価(平成30年度実績に対する評価)から一斉適用。

(平成31年3月12日)改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の適用について(独法目標策定指針(平成31年3月12日改定)及び独法評価指針(平成31年3月12日改定)の別紙)を基に作成。

(参考) 文部科学省所管研究法人の評価の例①量子科学技術研究開発機構

令和6年度における業務の実績に関する評価 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価(抜粋)

S

I-1 量子技術等に関する研究開発
(2)健康長寿社会の実現や生命科学の革新に向けた研究開発
＜評価に至った理由＞

以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果や取組等について、報告された業務実績等を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため。

(判断の根拠となる実績)

- ・新規PET薬剤を用いて、パーキンソン病やレビー小体型認知症に関わる脳内の α シヌクレイン沈着の画像化を世界に先駆けて実現したことや、高い精度でタウ病変を反映するバイオマーカー抗体を世界で初めて開発したことは画期的であり、特筆すべき顕著な成果である。加えて、早期診断のみならず、血液バイオマーカーでのスクリーニングとPET検査という2段階の検査手法の開発につながり、医療経済面でも極めて価値の高い研究成果と評価する。
- ・重粒子線治療と免疫チェックポイント阻害剤の併用療法については、安全性について確認する計画であったが、有効性についても確認でき、計画より早く基礎研究並びに年度内に臨床試験の登録まで進んでいることは、非常に顕著な成果である。
- ・重粒子線治療に関し、膵がんに対する重粒子線治療の予後を予測する血中バイオマーカーを特定したことは、膵がん患者にとって極めて有用となる可能性が高い成果であり、今後の重粒子線がん治療の選択において、有用な情報になると言え、特に顕著な成果であると評価する。

A

I-1 量子技術等に関する研究開発
(1)量子技術の基盤となる研究開発
＜評価に至った理由＞

以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果や取組等について、報告された業務実績等を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため。

(判断の根拠となる実績)

- ・量子センシング実習用の共通テストベッドを整備し、産学連携や人材育成を進めたことは、将来の量子技術利用の観点から重要な成果であり、年度計画の想定を大きく超える顕著な成果と認められる。
- ・ダイヤモンドNVセンター等の量子マテリアルの供給を通じ、国内外の研究機関と連携して優れた成果を創出したことは、固体量子センサの社会実装に向けた戦略的取組として顕著な成果と認められる。
- ・高機能デバイスの創製、最先端レーザー技術と応用に関する研究開発を進展させ、多くの知財創出へ繋げたことは評価できる。
- ・特に、レーザー打音検査装置の試作や道路トンネル点検実用機の開発開始などは重要な成果である。
- ・ネオジウムイオンを用いる単一光子源の高輝度化を早期実現するなど、研究開発マネジメント側のエフォートが奏功したことも評価できる。
- ・「光合成機構の解明に向けた量子コヒーレンス検出技術の確立」は、基礎学術面で、素晴らしい成果であると評価できる。

B

(標準)

II 業務運営の効率化に関する事項
＜評価に至った理由＞

以下に示すとおり、中長期計画における所期の目標を達成していると認められるため。

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。

(判断の根拠となる実績)

- ・年度計画に沿って着実な運営がなされている。
- ・法人運営会議の定例開催、各所における運営会議の定期的開催など、法人全体の現在進行形を把握するとともに全体を俯瞰する仕組みを明確にしたことは評価できる。
- ・コンプライアンスの遵守、ガバナンスの重要性についても明記するなどして目標を明確化し、それに必要な人材を配置したことを評価する。

(参考) 文部科学省所管研究法人の評価の例② 理化学研究所

令和5年度における業務の実績に関する評価 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価(抜粋)

I-3 世界最先端の研究基盤の構築・運営・高度化

<評定に至った理由>

- 以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。
- ・世界最先端の研究基盤施設であるスーパーコンピュータ「富岳」、大型放射光施設「SPring-8及びSACLA」並びにバイオリソース研究センターは、戦略的な研究マネジメントの下で施設共用、試料共用・高度化を通じて、我が国の科学技術・イノベーションの発展の基盤となるとともに、国内外の研究機関、産業等とも連携しつつ、国内外の優れた研究成果の創出等に貢献している。
 - ・「富岳」については、利用者への省電力運用のインセンティブ付与の枠組みを構築することにより、前年と比較しても顕著な省電力運用を達成している。また、(株)理研数理等との連携による民間クラウドを活用した産業利用に向けた取組の拡大や、気象予報やAI等の分野での画期的な取組を実施し、研究成果を創出した。
 - ・SPring-8及びSACLAについて、適切かつ高度なメンテナンスにより、世界でも類を見ない安定的な運転を実現した。また、SPring-8 IIの開発着手に向けた政策決定に貢献した。さらに、ナノテラス整備への貢献など我が国の放射光施設全体の底上げに貢献した。
 - ・全てのリソースで保存数/提供総件数の目標を大幅に上回り、海外への提供を通じて科学技術外交上の国際貢献を進めた。また、不均一な胎盤幹細胞(TS細胞)の未分化の維持機構を解明する基盤の確立をした。さらに、臨床研究者と共同で未診断疾患の患者ゲノム配列情報に基づく疾患モデルマウスを開発などの研究成果を創出した。

S

I-1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用

<評定に至った理由>

- 以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため。
- ・理事長のリーダーシップの下、以下の取組を行い、研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出するための法人運営システムを構築・運用した。
 - ・総合研究機関の強みを活かすとともに、理研が有する最先端の研究基盤等を活用し、社会課題の解決につなげるTRIP構想は、非常に素晴らしい取組みであり、大きく進展しているが、現時点では、必ずしも卓越した研究成果を継続的に創出する段階に至っていないため、自己評価SをAとした。今後、この構想が早期に具体化されることによって、卓越した成果が多く創出されることを期待する。
 - ・スーパーコンピュータと量子コンピュータの量子古典ハイブリッドコンピューティング、予測アルゴリズム、データ整備を連携させたTRIP事業について、IBM量子コンピュータ実機を用いて、量子計算の実現可能性を示すなどの、量子コンピュータの利用可能性拡大に取り組むとともに、スーパーコンピュータ「富岳」と量子コンピュータ「叡」との接続試験に成功するなど、量子古典ハイブリッドコンピューティング実現に向けた取組が進めた。
 - ・研究所の運営戦略や研究戦略等の方向性について、理研戦略会議、理研研究政策リトリートなどで得られた意見・提案等を法人運営等に反映した。
 - ・理研のスケールメリットを活かした予算運営の仕組みとして、ディポジットリを活用し、光熱水費の高騰や円安等の諸課題へ迅速に対処するなど、効果的な資源活用を図った。
 - ・世界的に評価の高い外部専門家等を委員とした理研アドバイザリー・カウンシル(RAC)を開催し、国際的水準の評価・提言を得て、研究所の運営や研究活動に反映した。
 - ・物価高騰等の我が国経済環境の変化を踏まえ、「基礎科学特別研究員」などの年俸月額を引き上げる等の処遇改善を行うとともに、理研白眉制度を発展させ、令和4年度に創設した「理研ECLプログラム」により、優秀な若手PIを積極的に採用した。
 - ・加藤セチプログラムにより優れた女性研究リーダーの採用等を進め、指導的な地位にある女性研究者の累計在籍者数は47名となり、計画を上回る成果を達成した他、更なる取組の加速に向け、研究政策リトリート等を通じて、新たなポジティブ・アクションの検討に着手した。
 - ・理事長主導のハイレベル会談を契機に米国のアルゴンヌ国立研究所等の世界的な研究機関等との具体的な連携が多数構築した。
 - ・理研とダイキンならではの新たな仕組みを作っていくことをトップ同士で合意できたことで、他の企業との新たな知による新産業創出につながる成果をあげた。
 - ・個人情報情報を安全に管理しつつ、個人情報を含むデータの解析を実施できる、セキュアな研究データ解析環境の開発、構築を行うとともに、「仮名加工医療情報」の利用の環境整備を進めた。

A

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

<評定に至った理由>

- 以下に示すとおり、中長期計画における所期の目標を達成していると認められるため。
- ・ディポジットリ制度(理研バンク)の活用などにより経費の合理化・効率化を効果的に執行した。
 - ・人件費の適正化、調達合理化及び契約の適正化を着実に実施した。

B

(標準)

(参考) 文部科学省所管研究開発法人の評価の例③日本原子力研究開発機構(1/2)

令和5年度における業務の実績に関する評価 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価(抜粋)

II-1 安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献

<評定に至った理由>

以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について、諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められるため。

(一層の安全性・経済優位性を追求した原子カシステムの研究)

- ・年度計画の着実な実施が認められ、特に、原子力施設の継続的な安全性・信頼性の向上に資する研究開発に関し、前年度の2倍の件数を受託したことは顕著な成果と認められる。

(高温ガス炉に係る研究開発)

- ・HTTRを利用した安全性試験において、OECD/NEAの国際プロジェクトの最終試験として100%出力運転からの炉心流量喪失試験を行い、高温ガス炉の固有の安全性をブロック型高温ガス炉として世界で初めて実証したことについて、特に顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

- ・英国との連携において、英国政府の高温ガス炉実証開発プログラムを行う事業者にNNLと機構のチームが採択されたことやポーランドNCBJから受託したポーランド高温ガス炉研究炉の基本設計を日本国内のメーカーと協力して進め、基本設計を完了したことは、将来の実用化及びサプライチェーン維持に役立つものであり、高く評価できる。

(高速炉・核燃料サイクルに係る研究開発)

- ・「常陽」について、新規規制基準への適合性確認に係る審査を経て原子炉設置変更許可を取得し、国内で唯一のナトリウム冷却型高速炉の新規制基準適合実績を挙げたことについて、特に顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

- ・審査においては、長年にわたって構築したナトリウム冷却高速炉に係る安全評価技術を活用して「常陽」の特徴を踏まえたBDBA事象を選定し、その対策の策定・有効性評価を実施して許可を取得しており、このことは、将来の実証炉のBDBAに関する許可基準への適合に向けてのモデルケースとなり得る大きな成果であると評価できる。

- ・日仏共同研究開発の成果を反映した高速炉概念が実証炉の概念設計対象として選定されるなど、国際プロジェクトへの参画等の国際連携においても着実な取組が認められる。

S

II-4 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発の推進

1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創

<評定に至った理由>

以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため。

(廃止措置等に向けた研究開発)

- ・燃料デブリの試験的取り出し時期の変更により、当初予定していた燃料デブリの性状把握は実施できなかったものの、内部調査で取得した堆積物の分析を実施するなど、燃料デブリ取り出し後の対応に向けた準備を着実に進めたことは評価できる。

- ・放射性物質測定・可視化システム(iRIS)を構築し、1F現場へ実装したことや建屋内滞留水中スラッジの分析によりアルファ核種の所在や効率的に除去する条件を明確化した点は、高く評価できる。

- ・大熊第2棟での分析・評価のための分析技術開発や分析技術者の人材育成について、着実な実施が認められる。

(次頁へ続く)

A

(参考) 文部科学省所管研発法人の評価の例③日本原子力研究開発機構(2/2)

令和5年度における業務の実績に関する評価 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価(抜粋)

(前頁からの続き)

(環境回復に係る研究開発)

- ・自治体からの要請に的確に応え、環境モニタリング・被ばく評価を実施し、その結果が根拠データとして活用され特定復興再生拠点の避難指示解除につながった点は、社会的価値の創出への貢献が認められ、評価できる。
- ・海産物中の有機結合型トリチウムの分析にこれまで6週間要していた期間を2～3週間に短縮する迅速な測定手法を開発し、この成果に基づき、公定法の「トリチウム分析法」が改訂されるなど、分析方法の簡易迅速化に貢献し、その手法を用いた分析結果を自治体や漁協に提供し、安心感の確保・醸成に貢献したことは評価できる。

(研究開発基盤の構築・強化)

- ・ALPS 処理水の第三者分析について、希釈前処理水における69核種について前処理から分析まで1.5ヶ月を要する結果・評価を公表し、また、当初計画にない希釈後のトリチウム分析について、1日で分析・評価を行ったことは、社会的価値の創出への貢献が認められるとともに、国際貢献にも資するものであり、特に顕著な成果であると評価できる。
- ・大熊第1棟における放射性固体廃棄物分析については、計画どおり進捗が認められる。
- ・大熊第2棟建設に向けては、当初計画からの遅れはあるものの、着実な取組が認められる。
- ・英知事業の成果について、廃炉・汚染水・処理水対策事業等への橋渡しを実現していることは評価できる。

A

II-2 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出

<評定に至った理由>

以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標に照らし、当該国立研究開発法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされているため。

(原子力基礎基盤研究、先端原子力科学研究、中性子等利用研究及び原子力計算科学研究の推進)

- ・外部発表や論文数の総数が前年度に比べて少なくはあるが、超伝導を使用した量子デバイスの開発等への応用が期待できるウラン化合物に関するメカニズムの解明をはじめ、中性子源を用いて新たな半導体ソフトエラー評価法を確立するなど、大きな成果が認められる。
- ・「もんじゅ」サイト試験研究炉の整備に関しては、詳細設計や候補地の地質調査を進めるとともに、京都大学・福井大学との連携を進めるなど、着実な取組の実施が認められる。

(特定大型研究施設の共用促進・高度化並びに併用施設の利用促進)

- ・J-PARCについては、所期目標に向け陽子ビーム強度を向上させつつ、稼働率90%以上を達成し、安定的運転を実現したことは評価できる。また、ビーム品質の向上やビームロス低減、施設利用の利便性向上、JRR-3等との連携による中性子利用の振興に向けて着実な取組が認められる。

(産学官の共創によるイノベーションの創出への取組の強化)

- ・令和4年度に開発した超高真空ゲッターポンプの社会実装を進めたほか、機構の技術シーズと社会ニーズとのマッチング及び産学官連携について、着実な取組が認められる。
- ・JRR-3での医療用 RI(テクネチウム製剤) 製造について、実用レベルでの照射手法を確立するとともに、テクネチウム-99m供給に係る国内体制の構築を進めた点は評価できる。
- ・「常陽」を用いたアクチニウム-225の製造に関しては、製造実証を行うための照射ターゲット(ラジウム-226)を確保し、製薬会社や国立がん研究センターとの連携体制を構築したことは、評価できる。

B

(標準)